(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県相馬郡新地町大字福田字柳原一四八番一から同町大字埒木崎字十三奉行三番まで	前	一八・四一～二四・一六メートル	○・○六○キロメートル
	後	一八・四一～二四・一六メートル	○・○六○キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○関東地方整備局告示第四百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
矢板市乙畑字前割一五九二番一から同市片岡字沢橋二一八五番一まで	前	二〇・五九～七二・二五メートル	一・二五四キロメートル
	後	二三・一六～八二・四四メートル	一・二五四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 路線名　関東地方整備局長　下保　修

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

四号　矢板市乙畑字前割一五九二番一から同市片岡字沢橋二一九七番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十三年十二月二十六日

○北陸地方整備局告示第百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 路線名　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市南田中字川原五一六番二から同市南田中字道端三九八番まで	前	一九・一六～四一・〇八メートル	○・一七二キロメートル
	後	二三・六三～四一・〇八メートル	○・一七二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 路線名　供用開始の区間　北陸地方整備局長　前川　秀和

(二) 供用開始の区間　図面縦覧場所

十七号　南魚沼市南田中字川原五〇七番一から同市南田中字川原五二二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十三年十二月二十六日

○近畿地方整備局告示第二百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
香芝市藤山一丁目一〇六四番一から同市藤山一丁目一三九三番二まで	前	一九・〇〇～一九・六〇メートル	○・一九九キロメートル
	後	一一・六〇～一九・六〇メートル	○・一九九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

国会事項

参議院

答弁書受領

十二月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員横山信一提出防災行政無線に係る国庫補助の在り方に関する質問に対する答弁書（第五九号）

参議院議員横山信一提出応急仮設住宅の建設用地選定に関する質問に対する答弁書（第六〇号）

参議院議員田村智子提出ファミリー・サポート・センター事業の安全性確保に関する質問に対する答弁書（第六一号）

参議院議員森まさこ提出酪農業に対する原発事故に係る損害賠償に関する質問に対する答弁書（第六二号）

参議院議員森まさこ提出除染に関する質問に対する答弁書（第六三号）

参議院議員森まさこ提出福島県いわき市小久地区における稲作の作付自粛に伴う損害に関する質問に対する答弁書（第六四号）

参議院議員浜田昌良提出東日本大震災の被災地域における仮設店舗の整備に関する質問に対する答弁書（第六五号）

報告書受領

十二月二十日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくスーダン国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

人事異動

最高裁判所

神戸地方裁判所判事　川合　昌幸

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

岐阜地方裁判所判事兼岐阜家庭裁判所判事　富田　善範

神戸地方裁判所判事に補する

神戸地方裁判所長を命ずる

松山家庭裁判所判事　安藤　裕子

岐阜地方裁判所判事に補する

岐阜地方裁判所長を命ずる

兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する

岐阜家庭裁判所長を命ずる

さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事　大谷　吉史

松山家庭裁判所判事に補する

松山家庭裁判所長を命ずる

津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事　林　道春

名古屋高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する